

三芳町観光PR業務委託仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 三芳町観光PR業務
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月21日
- (3) 業務目的 本業務は、世界農業遺産認定やガーデンツーリズム登録など三芳町が有する地域資源を活用した町の観光事業を町内外へPRし、町への観光誘客を促進し且つ町の観光消費額の増大を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 実施体制

事業の実施にあたっては三芳町と協議、連絡調整など迅速に行うことができるよう体制を整える。また本業務内容を十分に把握したうえで、実施方針、実施スケジュール、事業実施の安全対策等も考慮した業務内容とする。

(2) 日帰りバスツアー

下記①、②のバスツアーを業務期間内に実施するものとする。またそれぞれのツアー参加者に対して、ツアーに関するアンケートを実施し、回答結果を分析し取り纏め、今後の町のツアー運営の参考とする。

①「世界農業遺産」や「みよし野ガーデン里山探訪」の登録地等を活用した日帰りバスツアーの実施にあたり下記条件を満たすこと。

- ア ツアーは、春、夏、秋、冬の四季を意識したツアー内容とし、年4回以上催行するものとする。
- イ ツアーの催行人数は1回あたり30名程度（中型観光バス）を想定しているが、詳細については、みよし野ガーデン里山探訪登録地の施設管理者や収穫体験等の協力農家（以後「ツアー協力者」という。）と調整し決定するものとする。
- イ ツアーの企画から参加者の募集、ツアー協力先の調整、当日の運営まで全て受注者が行うものとする。
- ウ ツアー協力者への施設利用料（謝礼含む）や収穫体験料（謝礼含む）はツアー催行者である受注者が支払うものとする。
- エ 収穫体験等の協力農家のあっ旋は町が行うものとする。（三芳町内の協力農家に限る。）
- オ ツアー旅行代金は受注者がツアー参加者から直接徴取するもの

とし、町への支払いはないものとする。

カ ツアー内容の検討について、「みよし野ガーデンツーリズム協議会」の意見を参考にすること。

②町の観光資源を活用した自社企画の日帰りツアーの実施にあたり下記事項を遵守すること。

ア ツアー催行回数は2回以上とし実施時期は任意とする。

イ ツアーの企画から参加者の募集、ツアー協力先の調整、当日の運営まで全て受注者が行うものとする。

ウ 町外の観光資源等をツアー内容に活用することも可能とするが、必ず三芳町の観光資源をツアー内容に取り入れるものとする。(町の観光資源については①のツアー内容と重複しても構わない。)

エ 収穫体験等の協力農家のあっ旋は町が行うものとする。(三芳町内の協力農家に限る。)

オ ツアー旅行代金は受注者がツアー参加者から直接徴取するものとし、町への支払いはないものとする。

カ ツアー協力者への施設利用料(謝礼含む)や収穫体験料(謝礼含む)はツアー催行者である受注者が支払うものとする。

(3) 観光PR方法

町の観光資源を効果的にPRし、町の魅力を町内外へ広く周知するものとする。PRの方法は任意とし、町の観光誘客を促進し且つ町の特産品をはじめ観光消費額の増大が図れる効果のあるものとする。実施するPR方法に必要な許可や認可は受注者が取得するものとし、法令遵守による業務内容とすること。PRに必要な動画や静止画等の著作権等は、三芳町に帰属するものとし、本業務委託終了後は発注者が自由に使用できるものとする。

(4) 観光のまちづくりのための仕組みづくりの提案

町内の各種団体とのヒアリング等を実施し、将来の観光のまちづくりに向けた新たな賑わい(仕組み)づくりを提案する。現状の町の観光に関する問題点や課題等を整理し、次年度以降の観光のまちづくりの進め方やノウハウを提案すること。

(5) その他本仕様書に定めのない魅力的な提案

町の観光PRについて、本仕様書に定めのない自由な独自提案等があれば提案できるものとする。

(6) 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は、発注者との綿密な連携をとり、適宜、業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。また主要な打合せには必ず管理技術者も同席するものとする。

3 業務成果品

下記を業務成果品として納品するものとする。また成果品の著作等の権利は、成果の引き渡しをもって発注者に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書（A4、カラー、製本） 2部
- (2) ツアー参加者のアンケート回答の分析・取り纏め結果 2部
- (3) 観光PR用の作成物（ポスター、映像、静止画、音源等） 各3部
※作成物がある場合に限る。
- (4) 上記に係る電子データ 1部
- (5) 業務報告書（中間報告） 2部 ※提出期限10月末

4 雑則

本仕様書に定めのない事項又は委託内容の変更等については、発注者と受託者の協議の上、決定するものとする。